



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月1日
第560号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

琵琶湖国定公園の公園事業の一部決定(自然環境保全課).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2

○ 公 告

林業種苗法による生産事業者の登録公告(森林保全課).....	3
林業種苗法による生産事業者の登録失効公告(森林保全課).....	3
林業種苗法による生産事業者の登録変更公告(森林保全課).....	3
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	3
争議行為の通知公告(労働雇用政策課).....	4
県営土地改良事業変更計画決定公告(農村振興課).....	4

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(東近江).....	4
--	---

○ 公安委員会告示

※琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則の一部改正(地域課).....	5
--	---

告 示

滋賀県告示第371号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定に基づき、琵琶湖国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

この公園事業の位置を表示した図面は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

集団施設地区

事業の名称および種類	位 置
近江舞子集団施設地区 宿舍事業	大津市南小松

滋賀県告示第372号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
おうみ在宅クリニック訪問看護ステーション	守山市二町町195番地4	株式会社Principle 代表取締役 鎌田佳美	守山市二町町195番地4	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.11.1	2560790244

滋賀県告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者の指定を取り消した。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	取消年月日	事業所番号
彦根ワーキングテラス	彦根市中央町3-12CGビル2階	合同会社DOTLINE	彦根市中央町3-12CGビル2階	就労継続支援B型	令和6.10.31	2510200476

滋賀県告示第374号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年11月1日から令和6年11月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	片岡栗東線	草津市芦浦町字大尺323番地先から	変更後	最小 10.9m 最大 18.4m	57.2m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更
		草津市芦浦町字大尺323番5地先まで	変更前	最小 9.4m 最大 18.4m		

滋賀県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年11月1日から令和6年11月15日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
-----	---------	----------	----

片岡栗東線	草津市芦浦町字大尺323番地先から 草津市芦浦町字大尺323番5地先まで	令和6.11.1 9時	L=57.2m
-------	---	----------------	---------

公 告

林業種苗法による生産事業者の登録公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき生産事業者として次の者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
237	上原功嗣	高島市朽木荒川541番地	種穂の採取 種穂の精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	上原功嗣	高島市朽木荒川541番地	令和6.3.22

林業種苗法による生産事業者の登録失効公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定に基づき次の生産事業者の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	失効年月日
201	滋賀中央森林組合 代表理事組合長 松山正己	甲賀市水口町鹿深3-39	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	滋賀中央森林組合	甲賀市水口町鹿深3-39	令和6.6.3
215	長浜市伊香森林組合	長浜市木之本町黒田1015	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	長浜市伊香森林組合	長浜市木之本町黒田1015	令和6.6.3

林業種苗法による生産事業者の登録変更公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定に基づき次のとおり同法第16条第1項第4号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定に基づき公告する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
214	滋賀北部森林組合	事業所の名称および所在地	滋賀北部森林組合 米原市市場438番地	滋賀県森林組合 大津市大萱四丁目17番30号	令和6.6.3

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート守山水保店 守山市水保町1263番3 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 変更しようとする事項 駐車場の位置および収容台数
 - 変更前 113台
 - 変更後 80台
- 変更年月日 令和7年6月17日
- 変更の理由 道路拡幅に伴う土地収用を控え、従業員駐車場の台数を確保するため
- 届出年月日 令和6年10月16日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - 縦覧期間 令和6年11月1日から令和7年3月3日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和7年3月3日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和6年10月25日付けで2024年秋年末(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 日時 令和6年11月5日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営淡海地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和6年10月21日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 県営淡海地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)変更計画書の写し
- 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課、高島市農林水産部農村整備課
- 縦覧期間 令和6年11月1日から令和6年12月2日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和6年12月17日までに審査請求をすることができる。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年11月1日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
こうろく	近江八幡市出町547	(株)high-memory	近江八幡市出町547	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510400480	令和6.10.31

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第123号

琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則(平成2年滋賀県公安委員会告示第22号)の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

第7章4中「滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により」を削る。

付則

この告示は、令和6年11月8日から施行する。

